

平成23年9月16日

仏壇公正取引準備委員会 発起人各位
通知書送付者各位
仏壇公正取引準備委員会
発起人代表 小堀賢一

通知書への回答

このたび仏壇公正取引準備委員会発起人の一部の方、およびそれ以外の方から私、発起人代表小堀に宛てて書面を受け取りましたので以下により回答致します。

なお、近日、発起人会を開催し、同様の内容について議論したいと考えております。

1. 書面对応について

本日まで受け取りました書面は何れも「通知書」という表題で概ね同じ内容でしたので、回答文は一つの文書に取りまとめました。また、書面を出された以外の発起人の方や、準備委員会の方、あるいは参加を検討されている仏壇業界の方々に、誰がどのような議論をして規約などを決めているのかを明らかにする必要があると思い、受け取りました書面と当方からの回答は発起人全員に送付するとともに、準備委員会登録者や、仏壇公正取引準備委員会への参加を検討されている仏壇業界の方々に公にする意味で、ホームページで公開させて頂きたいと存じます。そういう意味で、電子メールにて対応させて頂きますことをご了承ください。ご異論があります場合はお知らせ下さい。

2. 消費者庁への規則案提出とその後の経緯

発起人会での合意を受けて、本年7月7日に規約案と施行規則案を消費者庁に提出しました。発起人会で「申請後、消費者庁からの指摘による軽微な変更は代表に一任しつつメールなどで連絡し、内容を変更する場合には発起人会に諮る」と決められましたので、私、代表はそれにしたがって進めていると思っています。つまり、消費者庁への提出後これまでに生じた変更のうち「軽微な変更」はメールなどで了解を取りつつ進め、消費者庁に内容変更を求められたものは準備委員会案を主張し、消費者庁に準備委員会の考えをご理解いただくよう説得する方針で進めています。

ただし、二重価格表示に関する修正指導は、消費者庁、公正取引委員会が法律を運用している関係で、従わざるを得ないと考えており、発起人会の皆様にもメールで協議するとともに、近日中に発起人会を開催し、一同に会して議論したいと考えております。

なお、消費者庁の担当は表示対策課です。申請時には、片桐表示対策課長、山岡同課長補佐、京谷係長が同席されました。審査作業は協議先の公正取引委員会を含め多数に分担されている様ですので、個々のご担当はわかりません。

3. 消費者庁への対応方針

規約と施行規則は消費者庁及び公正取引委員会が認定し、ガイドラインは届出ですが、これまでのやりとりで、消費者庁と公正取引委員会の納得を得る必要があるという点では認定も届出もあまり変わりはないと感じています。消費者庁からの指導内容は、1) 決めるべきルールを、規約、施行規則、ガイドラインのどのレベルに書くか。2) 規約、施行規則、ガイドラインの法令的文章表現の正しさ。3) 消費者目線からの指摘。と感じています。

4. 消費者庁からの指導

消費者庁から指導を受け、それに対する準備委員会の対応はホームページに記載していますが、そのいくつかを報告します。消費者庁の指導に対応した修正案を作成し、消費者庁に「発起人会未承認の修正原案」として示す一方で、発起人会の皆様にもメールで協議しているところです。

(1) 二重価格の規定

7月7日の規約、施行規則案の二重価格部分は、ピアノの規約の先例に拠り、また、仏壇が長い期間売れない場合があるという特性を考慮した案でした。

消費者庁からは「ピアノの先例は古いので、最近の消費者庁、公正取引委員会の通達文書に従った規約、規則にするよう」指導を受けました。この指導に従うとともに、仏壇が長い期間売れない場合があるという特性を考慮した内容はガイドラインで書くという案で、発起人会と消費者庁の双方が了解いただく調整をしたいと考えております。

(2) 51%ルールに関して

消費者庁から、「原産国」、「51%ルール」についていろいろとご意見をいただきましたが、「発起人会で合意した内容でやらせて欲しい」と重ねて申し上げているところです。

施行規則の表現を消費者庁の指導で変更する案で発起人の皆様にお諮りしておりますが、表現は変わりましたが7月7日に申請した内容から変更していないと考えております。

5. 原産国表示、51%ルールに関して

(1) 消費者庁の指導で、施行規則での金仏壇の工程を「木地、装飾、塗り、組立・仕上げ」と表現しました。しかし、ガイドラインで、「装飾」を従来の工程の表現で定義しますので、中身は原案通りです。51%を満たす新しい基準を合意したら「ガイドラインを変更する」と合意しましたが、消費者庁の施行規則修正指導を受け入れると「施行規則とガイドラインを変更する」こととなります。施行規則は認定、ガイドラインは届出ですが、消費者庁と公正取引委員会の納得を得る必要があるという点では認定も届出もあまり変わりはないと感じています。

(2) 金仏壇も唐木仏壇も、国内施工と海外施工が入り混じっている場合は原産国を「日本および海外」と表示する案を消費者庁から提示されましたが、経済産業省及び原産地証明書を発行している商工会議所に確認したところ、「原産国を複数の国で表記することは、通商、関税関係法令との関係でありえず、原産国はど

こか一つの国に決まる」ということでしたので、お断りしました。

(3) 金仏壇、唐木仏壇とも、施工規則別表に、「製造工程のうち、一部工程が日本以外で施工されているものであっても、組立・仕上げは日本で施工されたもの（前段の規定に該当するものを除く）」という内容は、消費者庁から煩雑という指導を受け表の欄外の注へ移しました。また、同様の指導でノックダウンという表現はやめる修正案としております。

6. 公正マークについて

準備委員会会員の方から、規約が認定されたら商品にマークを使いたいとの希望が出ていました。それで釣竿など他の公正取引協議会の例を参考に、デザイン案を発起人の方々に選定していただくとともに使用規定案をお諮りしました。このマークに関するメールでの協議はいまのところ発起人会の「案」であって、規約が認定され協議会が設立され、関係者が同意して運用の詳細が決まるまでは用いることはできません。

[添付参考資料—消費者庁より]

1、二重価格修正案

2、不当な価格表示についての景品表示法上の考え方

なお、これまでの消費者庁との文書によるやりとりはHPに掲載しております。

<http://www.butudan-kousei.com/>